

事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札建設工事事用）

1 入札参加資格要件

公告の日において、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項の規定による主任技術者又は同条第 2 項及び第 3 項の規定による監理技術者で、次に掲げる基準を満たす者を当該工事現場に適正に配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）として配置する場合には、その職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を当該工事現場に専任で配置できること。

ア 主任技術者

- (ア) 所属する建設工事業者との間に引き続き 3 月以上の雇用関係があること。

イ 監理技術者

- (イ) 所属する建設工事業者との間に引き続き 3 月以上の雇用関係があること。
- (イ) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (ウ) 同一の特例監理技術者が兼務できる工事数は、2 件までであること。
- (エ) 特例監理技術者が兼務する工事は、つくば市内の工事であること。

ウ 監理技術者補佐

- (ア) 所属する建設工事業者との間に引き続き 3 月以上の雇用関係があること。

- (イ) 主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。
 - (ウ) 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (エ) 予定金額が1億5千万円未満の工事であること。
 - (オ) つくば市内で施工される工事であること。
 - (カ) 維持工事同士でないこと。
- (4) この公告の日から入札書の開札日までの間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。つくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 入札対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (7) 市税（公告文中の入札参加資格要件で、「つくば市内に本店を置き継続して2年以上経過していること。」又は「有資格者名簿に登録された建設業法第3条第1項に規定する営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずる

ものをいう。)をつくば市内に置き、継続して2年以上経過していること。」
と地域要件を付した場合に限る。)、本店所在地の都道府県税、所得税(個人
事業主の場合に限る。)、法人税及び消費税について未納がないこと。

(8) 資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準に該当しないこと。

2 入札参加方法

(1) この工事の入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請を「いばらき電子入札共同利用システム」(以下「電子入札システム」という。)により行わなければならない。

電子入札システム

URL: <https://ebid.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

(2) 前号によりがたい場合は「電子入札案件における紙入札の取扱いについて」に示すとおりとする。

(3) 電子入札システムでは入札参加申請時に添付書類を求められる箇所があり、必ず何かを添付しないと先に進めないため、任意のファイルをあらかじめ作成し、添付する必要がある。

※ 作成例

エクセル・ワード・メモ帳等を起動し、一文字以上入力し、「名前を付けて保存」を選び、テキスト形式を選択し、会社名等のわかりやすい名前を付け、任意のファイルを作成する。

(4) つくば市ホームページ内「入札のひろば」の「電子入札システムによる参加資格の注意点」に留意すること。

3 一般競争入札参加申請書の受付日時

(1) 電子入札システム

ア 競争参加資格確認申請書は、公告の日から送信することができる。ただし、閉庁日を除く。

イ 電子入札システムの運用時間は、午前9時から午後6時までとする。

4 設計図書の閲覧

(1) 設計図書は、「いばらき電子入札共同利用システム(入札情報サービス)」に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

入札情報サービスシステム

URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/KF001ShowAction> (入札情報公開システムの調達機関名で「つくば市」を選択)

(2) 設計図書に対する質問

質問書の様式(入札情報サービス及びつくば市ホームページ内「入札のひろば」に掲載している。)を使い、公告文中の質問先に電子メールで送信し、送信後電話等で確認を行うものとする。ただし電子メールによる提出が困難な場合は、質問書締切日時までに、質問書原本を質問先に提出すること。

(3) 質問書に対する回答

つくば市ホームページ内「入札のひろば」に掲載する。

5 入札手続き等

(1) 入札書の提出は、電子入札システムにて行うものとする。

なお、入札回数は1回のみとする。

ア 電子入札システム

(ア) 入札書は、競争参加資格確認申請書受付締切日の翌日から送信することができる。ただし、閉庁日を除く。

(イ) 電子入札システムの運用時間は、午前9時から午後6時までとする。

(2) 前号によりがたい場合は「電子入札案件における紙入札の取扱いについて」に示すとおりとする。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為をしないこと。

(4) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税

額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税額に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった者は、入札辞退として扱うものとする。

6 工事費内訳書

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（代価表を除く。）を提出すること。

(2) 工事費内訳書には、入札者の商号又は名称及び代表者の氏名を記入すること。

(3) 提出期限は、入札書の提出期限と同じとし、電子入札システムにより電子ファイルで提出すること。ただし、工事費内訳書のデータ容量が大きく、電子入札システムにより電子ファイルが添付できない等の場合は、総務部契約検査課に電話連絡の上、電子メール（fnc061@city.tsukuba.lg.jp）により提出すること。なお、電子メールにより工事費内訳書を提出した場合、電子入札システムには工事費内訳書の代わりに任意のファイルを添付すること。

(4) 工事費内訳書は、「いばらき電子入札共同利用システム(入札情報サービス)」で、閲覧用に公開した様式に対応した項目及び金額を記載すること。

入札情報サービスシステム

URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/KF001ShowAction>（入札情報公開システムの調達機関名で「つくば市」を選択）

(5) 入札書と工事費内訳書の金額が一致しない入札は、無効とする。

(6) 工事費内訳書の提出のない者のした入札は、無効とする。

7 開札の方法

- (1) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札参加者又はその代理人が開札の立会いを希望する場合は、立会うことができる。

8 落札候補者等の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（総合評価方式による競争入札にあつては、評価値が最も高い者）を落札候補者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格又は失格基準価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内での価格で最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（総合評価方式による競争入札にあつては、評価値が最も高い者）を落札候補者とする。この場合において、最低の価格の入札をした者（総合評価方式による競争入札にあつては、評価値が最も高い者）が2人以上のときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。なお、低入札価格調査に該当したものにあっては、低入札価格調査を実施する。

9 事後審査に伴う入札参加資格要件関係書類の提出及び落札者の決定

- (1) 本工事の入札は、事後審査型入札であり、落札候補者の資格要件を関係法令等に基づき審査し、落札者を決定するもので、落札候補者は次の関係書類を提出しなければならない。（ただし、「10 低入札価格調査」に示す低入札価格調査に該当した場合には、予備調査終了後に提出するものとする。）

ア 契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営規模等評価結果通知書（建設業法第27条の27第1項に基づく通知）の写し

イ 主任（監理）技術者配置予定表（技術検定合格証明書等の写しを添付すること。

なお、監理技術者については、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを併せて添付すること。

また、工事現場に専任の技術者を配置しなければならない工事で請負代金

の額が 4,000 万円(建築一式工事は、8,000 万円)以上は専任技術者証明書様式第八号の写しを提出すること。)

ウ 主任(監理)技術者の健康保険被保険者証(全国健康保険協会又は健康保険組合発行のもの)等の引き続き3月以上の雇用関係が確認できる書類の写し

エ 建設業許可申請書の写し等(受付済みのもの)、別表(営業所記載のもの)

オ 施工実績調書(実績要件を求めた場合のみ提出すること。また、電子契約での実績を提出する場合には電子署名のページの写しも添付すること。)

カ 事業所調査票(公告文中の入札参加資格要件で、「つくば市内に本店を置き継続して2年以上経過していること。」又は「有資格者名簿に登録された建設業法第3条第1項に規定する営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。)をつくば市内に置き、継続して2年以上経過していること。」と地域要件を付した場合のみ提出すること。)

キ 事業所(支店又は営業所)の所在地及び設立(移転)年月日を確認できる書類(営業所設立届、全部事項証明書等)の写し(公告文中の入札参加資格要件で、「有資格者名簿に登録された建設業法第3条第1項に規定する営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。)をつくば市内に置き、継続して2年以上経過していること。」と地域要件を付した場合のみ提出すること。ただし、市内本店の事業者を除く。)

ク 誓約書(入札対象事業に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないことの誓約書)

ケ 資本関係又は人的関係確認書

コ その他

公告文中の入札参加資格要件を満たすことを証する書類(提出を求めた場合とする。)

(2) 前号に定める手続きによる入札参加資格の審査(以下「入札参加資格審査」)

という。)の結果、落札候補者に入札参加資格があると認めるときは落札者となる。

ただし、つくば市低入札価格調査実施要領(以下「要領」という。)を適用する。

(3) 入札参加資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、当該落札候補者の行った入札は無効とし、予定価格の制限の範囲内での価格で、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(総合評価方式による競争入札にあっては、評価値が最も高い者。以下「次順位者」という。)を落札候補者とし、この者につき改めて入札参加資格要件関係書類を提出させ入札参加資格審査を行う。この審査は入札参加資格要件を満たしている者が確認でき、落札者が決定するまで行う。

(4) 落札候補者が、入札参加資格要件関係書類、低入札調査関係書類を定められた期日までに提出しなかった場合又は当該落札候補者を辞退した場合は契約締結を辞退したものとみなし、次順位者を落札候補者とする。

(5) 第3号の場合で、落札候補者の行った入札を無効にした場合は、当該落札候補者の行った入札を無効とした理由を付して通知する。

10 低入札価格調査

要領に基づき、低入札価格調査(以下「調査」という。)を実施するものとする。また、要領に基づき、失格基準価格を設けることとし、失格基準価格を下回る価格で入札した者は失格とする。

11 最低制限価格

予定価格(税込み)1億円未満の工事(総合評価方式による競争入札を除く。)については、低入札価格調査制度を適用せず、つくば市建設工事最低制限価格取扱要領に基づき、最低制限価格を設けることとする。この場合において、最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格とする。

12 契約保証金

落札（契約金額が 500 万円以上のものに限る。）をした者は、次に掲げるいずれかの保証（保証額は、契約金額の 10%以上の額とする。）を付すること。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の納付
- (3) 金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- (4) 履行保証保険契約の締結
- (5) 公共工事履行保証証券による保証

13 支払方法

(1) 前金払

ア 契約金額が 500 万円以上のもを落札した者が保証事業会社との保証契約を締結したときは、契約金額の 10 分の 4 の範囲内で請求することができる。

イ 低入札価格調査制度の調査を受けた者との契約締結に関しては、アによらず、前払金は契約金額の 10 分の 2 の範囲内の請求とする。なお、(2) 部分払及び (3) 中間前払金の請求を妨げるものではない。

(2) 部分払

工事の中間時に既済部分に対する代価の 10 分の 9 の範囲内で請求することができる。ただし、前金払が支払われているときは、その金額を控除した額とする。

(3) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結したときは、契約金額のうち、2 割以内の中間前払金を請求できる。

(4) 完成払

検査に合格し、契約の目的物の引渡しを完了したときに、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の定めるところにより支払う

ものとする。

14 入札執行の中断、延期、取り止め等

電子入札システムの障害等やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合は、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。電子入札システムが長期にわたり停止する場合は、全面的に紙入札に変更するものとする。

15 その他

- (1) 下請負契約（警備その他の委託契約を含む。以下同じ。）又は資材調達契約をするとき、下請負契約についてはつくば市内に本店のある事業者（以下「市内本店事業者」という。）を、資材調達契約についてはつくば市内に本店、支店、営業所又は工場のある事業者（以下「市内事業者」という。）を活用し、それらの事業者との契約金額の合計が、下請負契約及び資材調達契約の契約金額（市内本店事業者では下請負ができないもの及び市内事業者では資材調達ができないものの金額を除く。）の合計の50%以上となるよう努めること。
- (2) この公告による入札に参加した者は、入札後において、この公告又は設計図書等についての不明等を理由として異議を申し立てることができない。
- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令その他関係法令を遵守すること。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (5) 建設工事（当初の契約金額が4,000万円以上のもの又は低入札価格調査を経て契約者となった者の施工するものに限り、単純工事その他の工事で工事検査室長が必要がないと認めるものを除く。）においては、つくば市工事等検査規程に基づき、工事の施工過程において中間技術検査を実施するものとする。ただし、特別褒賞（つくば市建設業者褒賞要綱（平成15年つくば市告示第18号）第6条第1項第2号に掲げる特別褒賞をいう。）を受けた者と契約した対象建設工事（低入札価格調査を経て契約者となった者の施工するものを除く。）で

当該褒賞を受けた日以後1年の間に契約したものについては、中間技術検査を免除することができる。

(6) 落札候補者がいない場合は、開札日の翌日から5日以内（閉庁日を除く。）に再度の入札を電子にて実施する。なお、落札候補者が事後審査において無効となり、次順位者がいない場合には、その事実が発生した日の翌日から5日以内（閉庁日を除く。）に実施するものとする。

(7) 前号の再度の入札は、以下に掲げる者を対象とし、その対象者が複数の場合に実施する。

ア 予定価格事後公表の案件の場合、予定価格を上回る入札者、低入札価格調査の予備調査の結果により落札候補者とならなかった入札者及び失格基準価格を下回る入札者

イ 予定価格事前公表の案件（低入札価格調査制度を適用する案件に限る。）の場合、低入札価格調査の予備調査の結果により落札候補者とならなかった者及び失格基準価格を下回る入札者

ウ 予定価格事前公表の案件（最低制限価格制度を適用する案件に限る。）の場合、最低制限価格を下回る入札者

(8) 低入札価格調査制度の調査を受けた者との契約締結に関しては、建設工事請負契約書約款第10条第5項の規定に関わらず、現場代理人と主任（監理）技術者の兼任を認めないものとする。

(9) 別表の左欄に掲げる要件に該当する者が特別褒賞（つくば市建設業者褒賞要綱第6条第1項第2号に掲げる特別褒賞をいう。）を受けた場合は、褒賞を受けた日以後直近の公告日から1年間、当該者を同表の右欄に掲げる要件のいずれにも該当する者とみなし、つくば市入札制度運用方針5(1)の表の規定を適用する。

(10) 電子契約を利用する際は、公告の案件ごとに、つくば市ホームページ内「入札のひろば」に掲載している電子契約利用申出書を提出すること。なお、提出期限は事後審査に伴う入札参加資格要件関係書類の提出期限と同じとし、Word

ファイルで、電子メールにて提出するものとする。

別表

ア 土木一式工事

入札参加基準点が 800 点以上	入札参加基準点が 800 点以上 入札参加基準点が 700 点以上 入札参加基準点が 650 点以上 800 点未満
入札参加基準点が 700 点以上 800 点未満	入札参加基準点が 800 点以上 入札参加基準点が 700 点以上 入札参加基準点が 650 点以上 800 点未満
入札参加基準点が 650 点以上 700 点未満	入札参加基準点が 700 点以上 入札参加基準点が 650 点以上 800 点未満 入札参加基準点が 700 点未満
入札参加基準点が 650 点未満	入札参加基準点が 700 点未満 入札参加基準点が 650 点未満

イ 建築一式工事及び管工事

入札参加基準点が 700 点以上	入札参加基準点が 700 点以上 入札参加基準点が 600 点以上 入札参加基準点が 700 点未満
入札参加基準点が 600 点以上 700 点未満	入札参加基準点が 700 点以上 入札参加基準点が 600 点以上 入札参加基準点が 700 点未満

入札参加基準点が 600 点未満	入札参加基準点が 600 点以上 入札参加基準点が 700 点未満
------------------	--------------------------------------

ウ 電気工事

入札参加基準点が 750 点以上	入札参加基準点が 700 点以上 入札参加基準点が 650 点以上 入札参加基準点が 600 点以上 入札参加基準点が 750 点未満
入札参加基準点が 650 点以上 700 点未満	入札参加基準点が 700 点以上 入札参加基準点が 650 点以上 入札参加基準点が 600 点以上 入札参加基準点が 750 点未満
入札参加基準点が 600 点以上 650 点未満	入札参加基準点が 650 点以上 入札参加基準点が 600 点以上 入札参加基準点が 750 点未満
入札参加基準点が 600 点未満	入札参加基準点が 600 点以上 入札参加基準点が 750 点未満

エ その他の建設工事

入札参加基準点が 700 点以上	入札参加基準点が 700 点以上 入札参加基準点が 600 点以上 入札参加基準点が 700 点未満
------------------	--

入札参加基準点が 600 点以上 700 点未満	入札参加基準点が 700 点以上 入札参加基準点が 600 点以上 入札参加基準点が 700 点未満
入札参加基準点が 600 点未満	入札参加基準点が 600 点以上 入札参加基準点が 700 点未満 入札参加基準点が 600 点未満